



金 沢 市 公 報

号外第12号の6

平成20年(2008年)3月31日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目次	ページ		ページ
●規則		○金沢歌劇座条例施行規則等の一部を改正する規則	(国際文化課) 10
○金沢市財務規則の一部を改正する規則	(財政課) 1	○金沢市における企業立地及び中小企業構造の高度化の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(商業振興課) 11
○金沢市契約規則の一部を改正する規則	(監理課) 7	○金沢市高齢者雇用奨励金の交付に関する規則の一部を改正する規則	(労働政策課) 12
○金沢市公舎貸与規則の一部を改正する規則	(総務課) 7		
○金沢市税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則	(税務課) 8		

規 則

金沢市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第36号

金沢市財務規則の一部を改正する規則

金沢市財務規則(昭和39年規則第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「農業センター」を「美術工芸大学法人化準備室、農業センター」に改め、「、 駅西福祉健康センター」を削り、「市立病院事務局」の次に「、 玉川こども図書館開設準備室」を加え、同条第3号中「、 こども総合相談センターにあってはこども総合相談センター所長、 駅西福祉健康センターにあっては駅西福祉健康センター次長」を削る。

第47条第1号中「第5号」を「第7号」に改め、同条中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 美術工芸大学授業料に使用するもの 様式第21号の2

第57条第1項第3号中「老人保健法(昭和57年法律第80号)の規定に基づく健康診査に係る実費、国際文化課」を「文化政策課」に、「スポーツ振興課」を「市民スポーツ課」に、「工業振興課」を「ものづくり政策課」に改め、「趣味園芸講座等に係る実費」の次に「、 こども総合相談センターで取り扱う幼児発達相談に係る実費」を加え、同条第4号中「工業振興課」を「ものづくり政策課」に改める。

第58条に次のただし書を加える。

ただし、当該現金を領収した日と当該現金が指定金融機関の本市の預金口座に受け入れられ、又は振り替えられた日とが異なるときは、当該受け入れられ、又は振り替えられた日とする。

第66条第2項第4号中「老人保健法」を「健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)第7条の規定による改正前の老人保健法(昭和57年法律第80号)」に改め、同項第8号中「市税又は国民健康保険料」の次に「若しくは後期高齢者医療保険料」を加え、「国民健康保険料還付明細書」を「保険料還付明細書」に改め、同条第3項第3号中「第15号」を「第14号」に改める。

第70条第8号及び第72条第2項第6号中「老人」を「高齢者」に改める。

第79条の2第2号の次に次の1号を加える。

(2)の2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第2項第1号及び第2号に掲げる支援給付費並びに同法第14条第4項においてその例によることとされる生

活保護法第70条第1号ロに規定する保護施設事務費

第105条第1項中「市税又は国民健康保険料」の次に「若しくは後期高齢者医療保険料」を加え、「国民健康保険料還付明細書」を「保険料還付明細書」に改める。

第237条第1項中「泉野福祉健康センター、元町福祉健康センター及び」を削り、同条第2項中「泉野福祉健康センターにあっては泉野福祉健康センター次長、元町福祉健康センターにあっては元町福祉健康センター次長、」を削り、「施設管理課長と」を「、施設管理課長と」に改める。

別表第1甲表中

国際文化課	国際文化課長	ア 金沢文芸館の観覧料及び使用料の収入に関する事務 イ 市民講座等の受講、冊子の頒布及び旧園邸・松向庵の利用に係る実費の収入に関する事務	所属職員	を
スポーツ振興課	スポーツ振興課長	スポーツ教室等の受講に係る実費の収入に関する事務	所属職員	

文化政策課	文化政策課長	ア 金沢文芸館の観覧料及び使用料の収入に関する事務 イ 市民講座等の受講、冊子の頒布及び旧園邸・松向庵の利用に係る実費の収入に関する事務	所属職員	に、
-------	--------	---	------	----

工業振興課 工業振興課長 を 「ものづくり政策課 ものづくり政策課長」 に、

市民課	市民課長	ア 市民課（市民センターを除く。）で取り扱う許可、証明、閲覧等の事務に係る手数料等の収入に関する事務 イ 斎場の使用料の収入に関する事務（火葬炉使用料に限る。）	所属職員	を
-----	------	---	------	---

市民課	市民課長	ア 市民課（市民センターを除く。）で取り扱う許可、証明、閲覧等の事務に係る手数料等の収入に関する事務 イ 斎場の使用料の収入に関する事務	所属職員	に、
-----	------	---	------	----

健康保険課	健康保険課長	国民健康保険料その他諸収入の収入に関する事務	所属職員	を
保健衛生課	保健衛生課長	ア 死体解剖保存法（昭和24年法律第204号）の規定に基づく許可に係る手数料の収入に関する事務 イ 斎場の使用料の収入に関する事務（火葬炉使用料を除く。）	所属職員	
福祉健康センター	駅西福祉健康センター次長	福祉健康センターの事務に係る歳入の収入に関する事務	所属職員	

市民スポーツ課	市民スポーツ課長	スポーツ教室等の受講に係る実費の収入に関する事務	所属職員
健康総務課	健康総務課長	死体解剖保存法(昭和24年法律第204号)の規定に基づく許可に係る手数料の収入に関する事務	所属職員
福祉健康センター	福祉健康センター所長	福祉健康センターの事務に係る歳入の収入に関する事務	所属職員
医療保険課	医療保険課長	国民健康保険料、後期高齢者医療保険料その他諸収入の収入に関する事務	所属職員

に、

保健所	地域保健課長	保健所の事務に係る歳入及び駅西健康ホールの使用料の収入に関する事務	所属職員
環境保全課	環境保全課長	ア 浄化槽保守点検業者の登録手数料及び浄化槽保守点検業者登録簿の閲覧又は謄抄本の交付に係る手数料の収入に関する事務 イ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)の規定に基づく鳥獣の飼養の登録票の交付等に係る手数料の収入に関する事務	所属職員

を

保健所	地域保健課長	保健所の事務に係る歳入及び駅西健康ホールの使用料の収入に関する事務	所属職員
-----	--------	-----------------------------------	------

に、

生活支援課	生活支援課長	ア 生活保護費の収入及び返納に関する事務 イ 行旅病人及行旅死亡人取扱法(明治32年法律第93号)の規定に基づく収入に関する事務 ウ 生活保護法の規定に基づく遺留金の取扱いに関する事務	所属職員
-------	--------	--	------

を

生活支援課	生活支援課長	ア 生活保護費及び中国残留邦人等生活支援給付費の収入及び返納に関する事務 イ 行旅病人及行旅死亡人取扱法(明治32年法律第93号)の規定に基づく収入に関する事務 ウ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の規定に基づく遺留金の取扱いに関する事務	所属職員
-------	--------	---	------

に、

環境総務課	環境総務課長	廃棄物の処理に係る手数料（一般廃棄物収集運搬業者以外の者から東部クリーンセンターへ搬入された一般廃棄物の処分手数料を除く。）及び廃棄物の収集運搬業許可申請等に係る手数料の収入に関する事務	所属職員
リサイクル推進課	リサイクル推進課長	戸室リサイクルプラザにおける再生品の売払い、浴場の利用及び市民講座等の受講に係る実費の収入に関する事務	所属職員
施設管理課	施設管理課長	廃棄物の処理に係る手数料（一般廃棄物収集運搬業者以外の者から東部クリーンセンターへ搬入された一般廃棄物の処分手数料に限る。）の収入に関する事務	所属職員

を

環境政策課	環境政策課長	廃棄物の処分に係る手数料（一般廃棄物収集運搬業者以外の者から東部クリーンセンターへ搬入された一般廃棄物の処分手数料を除く。）の収入に関する事務	所属職員
リサイクル推進課	リサイクル推進課長	ア 一般廃棄物の収集等に係る手数料の収入に関する事務 イ 戸室リサイクルプラザにおける再生品の売払い、浴場の利用及び市民講座等の受講に係る実費の収入に関する事務	所属職員
施設管理課	施設管理課長	廃棄物の処分に係る手数料（一般廃棄物収集運搬業者以外の者から東部クリーンセンターへ搬入された一般廃棄物の処分手数料に限る。）の収入に関する事務	所属職員
環境指導課	環境指導課長	ア 廃棄物の収集運搬業許可申請等に係る手数料の収入に関する事務 イ 浄化槽保守点検業者の登録手数料及び浄化槽保守点検業者登録簿の閲覧又は謄抄本の交付に係る手数料の収入に関する事務 ウ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）の規定に基づく鳥獣の飼養の登録票の交付等に係る手数料の収入に関する事務	所属職員

に、

「再開発課 再開発課長」を「市街地再生課 市街地再生課長」に改める。

別表第4表中

福祉健康局	城北児童会館	子ども福祉課長	館長
	保育所		所長

を

福祉健康局	城北児童会館	こども福祉課長	館長	に、
	保育所		所長	
	福祉健康センター	健康総務課長	所長	
環境局	戸室新保埋立場	環境総務課長	場長	を
環境局	戸室新保埋立場	環境政策課長	場長	に、
	埋立場建設準備室		室長	
	西部クリーンセンター	施設管理課長	所長	を
	西部クリーンセンター新工場建設事務所	施設管理課長	所長	に、
	西部クリーンセンター		所長	

「再開発課長」を「市街地再生課長」に改める。

様式第21号の次に次の1様式を加える。

様式第21号の2（第47条関係）

その1

第1葉

納入通知書兼領収証書		会計									
納入者住所(所在地)・氏名		業務	帳票	年度	期別	整理番号					

_____様		会計	款	項	目	節	細節	収区			

右記の金額を金沢市指定金融機関、金沢市指定代理金融機関又は金沢市収納代理金融機関に納めてください。		課(所)名 コード									
_____		金 額									
_____		延滞金									
_____年 月 日		合 計									
_____ 金沢市長 印		納 期 限	_____年 月 日								
_____		美術工芸大学授業科（ 期分）									
金沢市指定金融機関、金沢市指定代理金融機関又は金沢市収納代理金融機関		この領収証書は、後日の証拠として5年間保存して下さい。									

(裏面をお読みください。)

第2葉

収入済通知書

納入者住所(所在地)・氏名

納

右記の金額を領収したので通知します。

年 月 日

(あて先) 金沢市会計管理者

金沢市指定金融機関、金沢市指定代理金融機関又は金沢市収納代理金融機関

領収日付印

「注」記載事項は第1葉に同じ。

その2

年度 美術工芸大学授業料納入通知書 (口座振替用)

各期ごとの美術工芸大学授業料 (金額は次のとおりです。) を、それぞれの納期限までに金沢市指定金融機関、金沢市指定代理金融機関又は金沢市収納代理金融機関で納めてください。

なお、あなたの美術工芸大学授業料は、あなたが指定された預金口座から振替納付されます。

年 月 日

様

金沢市長 印

美術工芸大学授業料	前期分	円	後期分	円
納期限	年 月 日		年 月 日	

せ つ め い

この欄には、各納期における納付額を納期限までに納付しなかった場合において執られるべき措置、この通知に不服がある場合における救済の方法、取消訴訟を行う場合の被告とすべき者及び出訴期間等を記入すること。

様式第23号の2(表)中「金融機関等」を「金融機関」に改める。

様式第24号の2第2葉中「国民健康保険料」の次に「、後期高齢者医療保険料」を加える。

様式第39号の3中「国民健康保険料還付明細書」を「保険料還付明細書」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第66条第3項の改正規定は金沢市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(平成20年条例第9号)の施行の日から、様式第23号の2の改正規定は公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の様式の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

金沢市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第37号

金沢市契約規則の一部を改正する規則

金沢市契約規則(平成15年規則第1号)の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「4,000万円」を「3,000万円」に、「第7号」を「第6号」に、「1,000万円」を「800万円以上の、第7号に掲げる契約にあっては予定価格が300万円」に改める。

第15条第1項中「4,000万円」を「3,000万円」に、「1,000万円」を「800万円未満の、第4号に掲げる契約にあっては予定価格が50万円を超え300万円」に改め、同項第3号中「第7号」を「第6号」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 冊子等企画印刷業務に係る委託契約

第15条第2項第1号中「1,000万円」を「500万円」に改め、同項第2号中「及び第3号」を「から第4号まで」に改める。

第25条の2に次の2号を加える。

(5) 医療機器の保守に関する委託契約

(6) 施設の警備(機械警備を除く。)に付随する使用料の徴収又は収納に関する委託契約

第25条の3第3号中「7年」を「9年」に改め、同条第5号中「労働者派遣契約」の次に「(次号を除く。)」を加え、同条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 育児休業をする職員の業務に関する労働者派遣契約 当該育児休業の期間

第25条の3に次の2号を加える。

(10) 医療機器の保守に関する委託契約 当該医療機器の法定耐用年数が経過するまでの期間

(11) 施設の警備(機械警備を除く。)に付随する使用料の徴収又は収納に関する委託契約 5年

第29条第1項中「、10日」を「10日以内と、普通財産の売払いに関する契約については20日」に改める。

第37条の2第1項中「検査員」の次に「(次条の規定による検査員を除く。)」を加える。

第38条中「研修センター所長」を「研修相談センター所長」に改める。

第39条第1項第3号中「玉川図書館」を「玉川こども図書館開設準備室、玉川図書館」に改め、同項第5号中「国際文化課」を「文化政策課」に改める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

金沢市公舎貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第38号

金沢市公舎貸与規則の一部を改正する規則

金沢市公舎貸与規則(昭和32年規則第9号)の一部を次のように改正する。

別表東京公舎2号の項中「21,870円」を「20,466円」に改め、同表東京公舎3号の項を次のように改める。

東京公舎3号	東京都豊島区西池袋5丁目26番2号	21,870円
--------	-------------------	---------

別表東京公舎5号の項中「12,924円」を「12,312円」に改め、同表東京公舎7号の項中「18,760円」を「16,870円」に改め、同表金沢公舎2号の項中「62,142円」を「47,402円」に改め、同表金沢公舎3号の項中「61,056円」を「46,584円」に改め、同表金沢公舎4号の項中「58,884円」を「44,948円」に改め、同表金沢公舎5号の項を削り、同表金沢公舎6号の項中「金沢公舎6号」を「金沢公舎5号」に改め、同表金沢公舎7号の項中「金沢公舎7号」を「金沢公舎6号」に、「26,388円」を「23,976円」に改める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

金沢市税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第39号

金沢市税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市税賦課徴収条例施行規則（昭和35年規則第15号）の一部を次のように改正する。

第30号様式その2中「損害保険料」を「地震保険料」に改める。

第35号様式その1第2葉（表）中

小 計 ① + ②
調 整 控 除
配 当 控 除 等
65 歳 以 上 特 例 措 置
配 当 割 額 控 除 額 等
計 ③

を

小 計 (① + ②) ③
税 額 控 除
調 整 控 除 ④
配 当 控 除 等 ⑤
住 宅 借 入 金 等 控 除 ⑥
配 当 割 額 控 除 額 等 ⑦
計 (③ - ④ - ⑤ - ⑥ - ⑦) ⑧

に、

「均等割④」を「均等割⑨」に、

を

市民税及び県民税の合計税額③+④ ⑤
特別徴収税額及び既納付税額 ⑥
差 引 納 付 額 ⑤ - ⑥ ⑦
配 当 割 額 等 控 除 不 足 額 ⑧
⑧ に 係 る 充 当 額 ⑨
この納税通知書で納める税額 ⑦-⑨

市民税及び県民税の合計税額⑧+⑨ ⑩
特別徴収税額及び既納付税額 ⑪
差 引 納 付 額 (⑩ - ⑪) ⑫
配 当 割 額 等 控 除 不 足 額 ⑬
⑬ に 係 る 充 当 額 ⑭
この納税通知書で納める税額 (⑫ - ⑭)

に改め、同様式その2第2葉（表）を次のように改める。

第2葉

(表)

納税者住所・氏名

年度 市民税 納税通知書 下記の納付額を、納期限までに金沢市指定
 県民税 金融機関、金沢市指定代理金融機関又は金沢
 市収納代理金融機関で納めてください。

年 月 日

様 金沢市長 印

区 分	課税標準額千円	市民税額 円	県民税額 円	通知書番号	整理番号
総所得金額					
山林所得金額					
所 得 税 割 除	短期譲渡			市民税及び県民税の合計税額(⑦+⑧) ⑨	円
	長期譲渡			特別徴収税額及び既納付税額 ⑩	円
	株式等譲渡			差引納付額(⑨-⑩) ⑪	円
	先物取引			配当割額等控除不足額 ⑫	円
小計 ①			⑫に係る充当額 ⑬	円	
税 額 控 除	調整控除 ②			この納税通知書で納める税額 (⑪-⑬)	円
	配当控除等 ③				
	定率控除額 ④			納 付 額	納 期 限
	65歳以上特例措置 ⑤				
	配当割額控除額等 ⑥			随時	
計(①-②-③-④-⑤-⑥) ⑦					
均等割 ⑧				円	年 月 日

第35号様式その3第1葉(表)中「金融機関等」を「金融機関」に改め、同その3第2葉(表)中

小計 ① + ②	を	小計 (① + ②) ③	に、「均等割④」を「均等割⑨」に、
調整控除		調整控除 ④	
配当控除等		配当控除等 ⑤	
65歳以上特例措置		住宅借入金等控除 ⑥	
配当割額控除額等		配当割額控除額等 ⑦	
計 ③		計 (③-④-⑤-⑥-⑦) ⑧	

市民税及び県民税の合計税額③+④ ⑤	を	市民税及び県民税の合計税額⑧+⑨ ⑩	に改める。
特別徴収税額及び既納付税額 ⑥		特別徴収税額及び既納付税額 ⑪	
差引納付額 ⑤ - ⑥ ⑦		差引納付額 (⑩ - ⑪) ⑫	
配当割額等控除不足額 ⑧		配当割額等控除不足額 ⑬	
⑧に係る充当額 ⑨		⑬に係る充当額 ⑭	
この納税通知書で納める税額 ⑦-⑨		この納税通知書で納める税額 (⑫-⑭)	

附 則

- この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 改正後の第30号様式は、平成20年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成19年度までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- この規則の施行の日前に交付された改正前の金沢市税賦課徴収条例施行規則の規定による特別徴収税額の決定・変更通知書等は、改正後の金沢市税賦課徴収条例施行規則の規定にかかわらず、なお効力を有する。

金沢歌劇座条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第40号

金沢歌劇座条例施行規則等の一部を改正する規則

(金沢歌劇座条例施行規則の一部改正)

第1条 金沢歌劇座条例施行規則(昭和37年規則第22号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「(以下「暴力団等」という。)」を削る。

様式第3号を次のように改める。

様式第3号(第3条関係)

誓約書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

誓約者 住所

氏名

⑩

〔法人にあっては、事務所の所
在地、名称及び代表者の氏名〕

私は、金沢歌劇座の使用の申請に際し、次の事項を堅く守ることを誓約します。

金沢歌劇座の使用の申請に係る興行の企画、運営、前売り券の販売等には、当該興行を集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に一切関係し、また関係させないこと。

(金沢市文化ホール条例施行規則の一部改正)

第2条 金沢市文化ホール条例施行規則(昭和57年規則第50号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「(以下「暴力団等」という。)」を削る。

様式第2号を次のように改める。

様式第2号(第3条関係)

誓約書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

誓約者 住所

氏名

⑩

〔法人にあっては、事務所の所
在地、名称及び代表者の氏名〕

私は、金沢市文化ホールの使用の申請に際し、次の事項を堅く守ることを誓約します。

金沢市文化ホールの使用の申請に係る興行の企画、運営、前売り券の販売等には、当該興行を集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に一切関係し、また関係させないこと。

(金沢市アートホール条例施行規則の一部改正)

第3条 金沢市アートホール条例施行規則(平成6年規則第20号)の一部を次のように改正する。

様式第2号を次のように改める。

様式第2号(第3条関係)

誓約書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

誓約者 住所

氏名

⑩

{法人にあっては、事務所の所
在地、名称及び代表者の氏名}

私は、金沢市アートホールの使用の申請に際し、次の事項を堅く守ることを誓約します。

金沢市アートホールの使用の申請に係る興行の企画、運営、前売り券の販売等には、当該興行を集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に一切関係し、また関係させないこと。

(金沢21世紀美術館条例施行規則の一部改正)

第4条 金沢21世紀美術館条例施行規則(平成16年規則第66号)の一部を次のように改正する。

様式第4号を次のように改める。

様式第4号(第12条関係)

誓約書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

誓約者 住所

氏名

⑩

{法人にあっては、事務所の所
在地、名称及び代表者の氏名}

私は、金沢21世紀美術館の使用の申請に際し、次の事項を堅く守ることを誓約します。

金沢21世紀美術館の使用の申請に係る興行の企画、運営、前売り券の販売等には、当該興行を集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に一切関係し、また関係させないこと。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

金沢市における企業立地及び中小企業構造の高度化の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第41号

金沢市における企業立地及び中小企業構造の高度化の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市における企業立地及び中小企業構造の高度化の促進に関する条例施行規則(昭和58年規則第38号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成20年3月31日」を「平成21年3月31日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

金沢市高年齢者雇用奨励金の交付に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第42号

金沢市高年齢者雇用奨励金の交付に関する規則の一部を改正する規則

金沢市高年齢者雇用奨励金の交付に関する規則（昭和53年規則第59号）の一部を次のように改正する。

第4条中「相当する額」の次に「(この額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)」を加える。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

平成20年(2008年)3月31日 印刷

発行人

金 沢 市

平成20年(2008年)3月31日 発行

発行所

金 沢 市 役 所

定価 120円

印刷所 石川県金沢市黒田1丁目65番地

カネモト印刷(株)